

桶川市マスコットキャラクター「オケちゃん」使用取扱規程

平成27年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、桶川市マスコットキャラクター「オケちゃん」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 キャラクターを使用するものは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認を受けた場合キャラクターを使用することができる。ただし、営利を目的としない場合は承認を省略することができる。

- 一 桶川市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、その使用が著しく不適當であるとき。

(使用申請)

第3条 営利を目的としてキャラクターを使用する場合には、あらかじめマスコットキャラクター使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、一般社団法人桶川市観光協会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 キャラクターの立体物を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、前項の承認を受けなければならない。
- 3 会長は、前各項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認する。
- 4 前項の承認は、桶川市マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。

(使用上の遵守事項)

第4条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、前条の承認を要しない場合には、完成物件の提出を省略することができる。
 - 二 使用するデザインは、桶川市マスコットキャラクター「オケちゃん」デザイン集（以下「デザイン集」という。）に定めたものとする。
 - 三 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合はこの限りでない。
 - 四 「桶川市マスコットキャラクター『オケちゃん』」との表記を付すこと（別記「使用例1」参照）。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「©桶川市観光協会 2015」の表記をもって代えることができる（別記「使用例2」参照）。なお、会長が認めた場合はこの限りでない。
- 2 キャラクターの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された用途のみを

使用するものとする。

(承認内容の変更)

第5条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、桶川市マスコットキャラクター使用変更申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、桶川市マスコットキャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(違反等に対する取扱い)

第6条 キャラクターを使用している者(使用承認を受けた者を除く。)が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、会長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

(補則)

第7条 この規程に定めるものの他、キャラクターの取扱いに係る必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規定は、平成27年4月1日より施行する。

別記

使用例 1



桶川市マスコットキャラクター
「オケちゃん」

使用例 2



©桶川市観光協会 2015